

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## ☞ 税務調査結果の書面通知実施へ

Q：納税者サービスの一環として、税務調査の結果が書面で通知されるようになったと聞いたのですが、本当でしょうか。

A：7月以降の調査から、申告内容に全く非違が認められなかった場合には、通知を受けることができます。

### 【解説】

書面による通知はこれまで一部国税局及び管内税務署の一部税目に限られており、申告是認通知書を交付して欲しいというのが納税者のかねてからの強い要望でした。

納税者サービスの一環として、国税庁はこのほど、平成10年7月（平成10事務年度）から、税務調査を行って申告内容に全く非違が認められなかった場合には、書面により申告が適正であった旨の通知を行うことを決めました。

ただし、書面による通知が行われるのは、申告内容に全く非違が認められなかったケースで、いわゆる是認通知に限定されます。

したがって、修正申告を求められるようなケースまで至らなくても、指導を受けた場合には通知を受けることはできないことになります。

また、通知を受けるためには納税者本人からの要求が必要ですが、要求の方法としては、特別な手続きは必要なく、税務調査終了の際に調査官から通知の要否についてたずねられ、これに回答するといった手順になるようです。

